

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
イエメン	第二次小中学校建設計画のため の贈与に関する日本国政府とイエ メン共和国政府との間の交換 公文	第二次小中学校建設計画を実施するために必要な 1. 小中学校の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	665,000千円 H19.3.31まで	H18.6.18 サヌアで (同日)	日本側 石井祐一在イエメ ン大使 イエメン側 アブドルカリ ーム・イスマイール・ア ルアールハビー計画・国際 協力大臣	H18.6.30 381号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。